

# 和歌山県環境影響評価技術マニュアル

---

## 第1章 総 論

---

## 第1章 総 論

### 1 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による「環境影響評価及び事後調査を行うための技術的事項に係る指針」（以下「技術指針」という。）の内容を具体的に解説し、環境影響評価の円滑な実施に資することを目的に編集したものである。

また、本マニュアルは、環境影響評価を実施する事業者（その委託を受けて調査等を実施する者を含む。）はもとより、県等において環境影響評価に携わる者の技術的手引き書として作成したものである。

なお、本マニュアルは、環境影響評価に係る調査等の基本的な手法等を解説したもので、個々の事業特性や地域特性、新たな知見や技術等により、より適切な手法等を選定することを妨げるものではない。

### 2 本マニュアルの構成

本マニュアルは、3章構成となっており、「第1章 総論」は条例に基づく環境影響評価の手順等の概略を整理し、「第2章 技術指針の解説」は技術指針を逐条的に解説し、次いで「第3章 各論」として環境要素ごとに技術指針「別表第2 標準手法」に示した大気質、騒音、振動等の24の環境要素の調査、予測、評価、環境保全措置及び事後調査に係る技術的事項について解説している。

### 3 環境影響評価の実施

#### 3.1 環境影響評価

環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価並びに必要に応じて事後調査を行うという一連の手続をいう。

この一連の手続において、必要な事項を公開・周知することによって環境の保全の見地からの意見を聴取し、対象事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価し、公害の未然防止と環境の保全はもとより、よりよい環境の創造に資するものである。

#### 3.2 対象事業

条例の対象となる事業は、表-1のとおりである。

同表の第1号から第12号までに掲げる事業及び第18号に掲げる事業は、環境影響評価法の第二種事業の規模要件と同じである。

これらの事業のうち、第二種事業の規模に該当する事業は、環境影響評価法の規定によって環境影響評価を行う必要があると判定された場合、及び事業者の判断でこの判定によらず同法の規定による環境影響評価を行うとした場合を除き、条例の対象となる。

表-1 対象事業

事業の種類	事業の規模・要件
一 条例別表一 の項に掲げる 事業	<p>ア 高速自動車国道法（昭和43年法律第79号）第四条第一項の高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設の事業</p> <p>イ 高速自動車国道の改築の事業であって車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第六号の登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号の変速車線を除く、以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分の長さが1km以上であるものに限る。）</p> <p>ウ 道路法（昭和27年法律第180号）第5条第1項に規定する道路（以下「一般国道」という。）の新設の事業（車線の数が4以上あり、かつ、長さが7.5km以上である道路を設けるものに限る。）</p> <p>エ 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上あるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5km以上であるものに限る。）</p> <p>オ 緑資源公団法施行令（昭和31年政令第218号）第19条第1項第二号に規定する大規模林道事業（幅員が6.5m以上あり、かつ、長さが15km以上である林道を設けるものに限る。）</p>
二 条例別表二 の項に掲げる 事業	<p>ア 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域の面積が75ha以上であるダムの新築の事業</p> <p>イ 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において排洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積（以下「湛水面積」という。）が75ha以上である堰の新築の事業</p> <p>ウ 改築後の湛水面積が75ha以上であり、かつ、湛水面積が37.5ha以上増加することとなる堰の改築の事業</p> <p>エ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が75ha以上である湖沼水位調節施設の新築の事業</p> <p>オ 75ha以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
三 条例別表三 の項に掲げる 事業	<p>ア 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律71号）第4条第1項に規定する建設線の建設（既設の同法附則第6項第一号の新幹線鉄道規格新線（以下「新幹線鉄道規格新線」という。）の区間について行うものを除く。）の事業</p> <p>イ 全国新幹線鉄道整備法第2条の新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「鉄道施設の改良」という。）の事業</p> <p>ウ 新幹線鉄道規格新線の建設の事業</p> <p>エ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設改良の事業</p>

	<p>オ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第6条第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さ7.5km以上である鉄道を設けるものに限る。）</p> <p>カ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが7.5km以上であるものに限る。）</p> <p>キ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが7.5km以上である軌道を設けるものに限る。）</p> <p>ク 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るもの）を除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが7.5km以上であるものに限る。）</p>
四 条例別表四 の項に掲げる 事業	<p>ア 飛行場及びその施設の設置事業（長さが1,875m以上である滑走路を設けるものに限る。）</p> <p>イ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが1,875m以上であるものに限る。）</p> <p>ウ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが1,875m以上であり、かつ、滑走路を375m以上延長するものに限る。）</p>
五 条例別表五 の項に掲げる 事業	<p>ア 出力が22,500kW以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号の電気事業者（以下「電気事業者」という。）又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは當もうとする者（以下「卸供給事業者」という。）でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p> <p>イ 出力が22,500kW以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p> <p>ウ 出力が112,500kW以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p> <p>エ 出力が112,500kW以上である発電施設の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p> <p>オ 出力が7,500kW以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>

	<p>カ 出力が7,500kW以上である発電施設の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p> <p>キ 原子力発電所の設置の工事の事業</p> <p>ク 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業</p>
六 条例別表六 の項に掲げる 事業	<p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が25ha以上であるものに限る。）</p> <p>イ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が25ha以上増加するものに限る。）</p>
七 条例別表七 の項に掲げる 事業	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が40ha以上に限る。）
八 条例別表八 の項に掲げる 事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業（都市計画法（昭和43年法律第百号）の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
九 条例別表九 の項に掲げる 事業	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
十 条例別表十 の項に掲げる 事業	工場又は事業場の建設の用に供する目的のために行う一団の土地（その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。）の造成の事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
十一 条例別表 十一の項に掲 げる事業	新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
十二 条例別表 十二の項に掲 げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
十三 条例別表 十三の項に掲 げる事業	製造業（物品の加工業及び物品の修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場及び事業場の新設又は増設の事業（新設又は増設に係る一時間当たりの原料若しくは使用燃料の量（重油の量に換算したもの）をいう。）が15kL以上のもの又は一日当たりの平均的な排出水の量が10,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）
十四 条例別表 十四の項に掲 げる事業	スポーツ、レジャー又はレクリエーションの用に供されるゴルフ場その他都市計画法第4条第11項に規定する第二種特定工作物（墓地を除く。）の施設の建設の用に供する目的のために行う一団の土地（その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。）の造成の事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）

十五 条例別表 十五の項に掲 げる事業	住宅用に供する目的のために行う一団の土地（その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。）の造成の事業（施行区域の面積が75ha以上であるものに限る。）
十六 条例別表 十六の項に掲 げる事業	土又は岩石の採取事業（採取する区域の面積が50ha以上であるものに限る。）
十七 条例別表 十七の項に掲 げる事業	工場、事業場、住宅又はレクリエーション施設の複合した開発の事業（施行区域の面積が75haであるものに限る。）
十八 条例別表 十八の項に掲 げる事業	環境事業団、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が75ha以上であるものに限る。）

### 3.3 実施手順

条例に基づく環境影響評価の実施の手順は、図-1 のとおりである。

図に示す環境影響評価の一連の図書の作成及び手続（準備書等の公告、縦覧等）は、条例では事業者が行うとしている。なお、環境影響評価は、その結果を事業計画に反映できるよう、できるだけ早い段階で実施することが望ましい。

これは、次のような理由によるものである。

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らの責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当であること
- 事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を一対として行うことにより、その結果を事業計画や環境保全対策の検討、施工・供用時の環境配慮等に反映できること

図-1 環境影響評価の手順

